議第22号

三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里条例の一部を改正する条

例案

三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里条例(平成24年三島市条例第7号) の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

- 第5条 佐野あゆみの里の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の 2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同 じ。)に行わせるものとする。
- 2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 第3条各号に掲げる佐野あゆみの里の事業に関すること。
 - (2) 佐野あゆみの里の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他佐野あゆみの里の管理業務で、市長が必要と認めるもの

第7条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第8条を次のように改める。

(市長による管理)

第8条 前条の規定は、指定管理者に代わって、市長が佐野あゆみの里の管理を行

う必要が生じた場合について準用する。この場合において、同条中「指定管理 者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年2月15日提出

三島市長 豊 岡 武 士